

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律 第三条の規定に基づく指定地域の指定について

平成 15 年 2 月
 総務省
 文部科学省
 農林水产省
 経済産業省
 国土交通省
 環境省

1. 指定地域について

○ 指定地域とは、関係県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県）の市町村の区域のうち、有明海及び八代海の海域の環境の保全若しくは改善又は当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を講ずべき地域であり、関係県の申請に基づき主務大臣が指定することとされている。

2. 指定地域の範囲

- ① 陸域については、有明海及び八代海の集水域とする。
- ② 海域については、法に基づく有明海及び八代海とする。

（次項指定地域の図参照。）

3. 指定地域の指定

○ 2月6日に、上記2. の考え方に基づく指定地域を指定（告示）したところである。

〈参考〉

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（抄）

（定義）

第二条

4 この法律において「指定地域」とは、関係県の市町村の区域のうち、有明海及び八代海の海域の環境の保全若しくは改善又は当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を講ずべき地域で次条第一項の規定により指定されたものをいう。

（地域の指定）

第三条 指定地域は、主務大臣が、関係県の申請に基づき、関係行政機関の長に協議して指定するものとする。

2 関係県は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の指定をしたときは、その旨及びその区域を公示しなければならない。

4 前三項の規定は、指定地域の変更について準用する。

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律

(平成 14 年法律第 120 号) 第 2 条第 4 項の「指定地域」

